

推薦校友選考規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、規則第10条第2項に基づいて定めるものであって、推薦校友の選考に関する事項については、この規程に従ってこれを行なう。

(資格要件)

第2条 推薦校友の被推薦資格は、本人が会員となることを希望し、かつ、支部、稲門会より推薦された、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校法人早稲田大学が設置する学校に在籍したことのある者
 - 二 早稲田大学システム科学研究所一年制専門教育課程修了者
 - 三 早稲田大学エクステンションセンター・オープンカレッジ修了者
 - 四 早稲田大学法学部法職課程教室に在籍した者または公認会計士講座を受講した者で、司法試験あるいは公認会計士試験に合格した者
 - 五 早稲田大学大学院の課程を経ない者で、早稲田大学から博士学位を授与された者
- 2 前項各号に定める要件に満たない者で次の各号の一に該当する者は、これを幹事代表者会に推薦することができる。
- 一 早稲田大学関係者で早稲田大学より推挙された者
 - 二 総務委員会において適格と認められた者

(推薦手続)

第3条 前条に定める推薦にあたっては、被推薦者の在住する支部もしくは都内稲門会、または本人の所属する稲門会（支部および稲門会に関する規程第3条第1項第二号から第八号までに規定するものをいう。）が、履歴書および推薦に関する資格書類を会長に提出する。

2 被推薦者が前条第1項第二号、三号に該当する場合は、前項の規程にかかわらず、当該組織の代表者、または所長が推挙できるものとする。

3 被推薦者が前条第2項第一号に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、早稲田大学が推挙するものとする。

(選考手続)

第4条 推薦校友候補者の選考は、総務委員会の審議を経て、幹事代表者会の合議をもって決定し、代議員会の承認を得なければならない。

(本人手続および発効)

第5条 代議員会において推薦校友となることを承認された者は、本会所定の入会誓約書を提出するとともに、速やかに当初10年分の年会費を一括して納入しなければならない。納入された時点で、代議員会における決定日にさかのぼって推薦校友となる。

2 被推薦者が第2条第2項第一号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、早稲田大学が会費100,000円を納入するものとする（納入会費有効期間終了後、年会費の請求はしない）。なお、本人が、納入を希望する場合は、その限りではない。

附 則

この規程は、平成2年5月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

省 略

第2条1項一号に関する内規が以下のように定められておりますのでご了承願います。

推薦校友選考に関する内規（2000.9.14 幹事代表者会決定）

*卒業年齢に達していない者は支部、稲門会活動等に貢献した上で、卒業年齢に達してから推薦を受けなければならない。

*在学期間が1年以下の者は支部、稲門会活動等に貢献した上で推薦を受けなければならない。